

令和8年4月請求分をもって福祉医療費 連記式明細書が廃止となります

令和8年5月請求分以降の福祉医療費の請求

- 令和8年5月請求分から福祉医療費に係る**全ての請求が併用明細書による請求となります。**
 - ・返戻再請求分や月遅れ請求分も含む全ての請求が対象です。
 - ・令和8年5月以降に連記式明細書でご請求された場合は、診療年月や返戻理由等に関わらず取扱うことができないため返却いたします。
 - ・連記式明細書が過誤返戻となり、主保険分の診療報酬が既に請求（支払決定）済みの場合には、当該明細書を取下げ(過誤)依頼をしていただき、併用明細書として再請求する必要があります。

併用請求の注意点

- 社会保険に係る福祉医療費は、併用明細書にて支払基金へご請求ください。
 - ・請求方法等については、社会保険診療報酬支払基金群馬審査委員会事務局へお問合せください。
- 後期高齢者に係る福祉医療費についても同様の取扱いになるため、令和8年5月請求分以降から記載方法等が一部変更になります。
- 国保連合会への請求方法等については、**本会ホームページをご確認ください。**
 - ・原則として福祉医療費も**国公費に準じた取扱い**となりますので診療報酬明細書の記載要領に沿ってご請求ください。

福祉医療費の請求方法等



令和8年5月請求分以降
の請求方法の手引き等を
掲載していますのでご活
用ください。

お問合せ先

群馬県国民健康保険団体連合会

担当：審査第一課・第二課

電話：

027-290-1338

群馬県国民健康保険団体連合会

ホームページ

<https://www.gunmakokuho.or.jp/>

